

川西市火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月24日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 24 号

川西市火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則

川西市火災予防条例等施行規則（平成2年川西市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（公表の手續）

第19条 条例第54条の2第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日においても、なお当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認出来るまでの間、市ホームページへの掲載により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、消防本部、消防署及び消防出張所の掲示場に掲示して行うことができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。